

## 大津市自治会等報償金支出要領

### 1 趣旨

この要領は、自治会、自治会長、学区自治連合会、学区自治連合会長に対し報償金を支出することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 支出目的

- (1) 自治会及び学区自治連合会に対する報償金は、住民自治活動の奨励と市から自治会を通じて依頼した市民に対する広報的な配布物の配布をはじめめとする市政協力に対する謝礼として支出する。
- (2) 自治会長及び学区自治連合会長に対する報償金は、市の広報紙等の配布、各種の調査、推薦及び人的協力の依頼等、様々な役務の提供に対する謝礼として支出する。

### 3 支出基準

自治会、自治会長、学区自治連合会に対する報償金は、毎年4月1日現在における自治会の加入世帯数を基準として算出する。

### 4 報償金の額

- (1) 報償金の額は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 年度途中で自治会等が設立された場合は、月割りで算出した金額とする。
- (3) (2)の場合、設立が月の2日以降のときは翌月から算出した金額とする。
- (4) 金額に端数が生じた場合は10円未満切捨てとする。

### 附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。